

みやぎ東日本大震災津波伝承館展示運營業務
企画提案募集に関する質問に対する回答

令和7年1月15日(水)
宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課

	質問事項	回答
1	みやぎ東日本大震災津波伝承館は石巻南浜津波復興祈念公園の中核的施設として設置された経緯があり、復興祈念公園の基本計画に沿った運営が求められているため、祈念公園内の1施設である伝承館の募集要領としても、復興祈念公園の基本方針や基本方針が掲載されない理由が無いのではないかと。	企画提案募集要領は事業者が企画提案を行うに当たっての事業内容や応募要件等、実務的な内容を定めたものになります。質問事項はご意見として承ります。
2	<p>① 1名の職員が全ての予約受付を担うのか、また、現在配置されている宮城県職員と分担する場合、宮城県職員何名の予定か。</p> <p>② 予約受付や情報共有は、構築が指定されているメールアドレスで行うのか。 (県職員と分担する場合は、県職員も同一のメールアドレスでやりとりをするのか)</p> <p>③ 予約や問い合わせの基礎情報を公開したり、オンライン申し込みを受けつけるWEBサイトの構築も、本業務の範囲なのか、それとも、みやぎ伝承館専用のページを別業務発注等で準備される予定があるか。</p> <p>④ WEBサイトやSNSでの発信は業務の範囲内か、範囲内であれば、宮城県のサイトやSNSを更新できる権限があるのか。もし範囲外であれば、別業務の担当者とは、どのような情報共有や意思疎通が求められるか。</p> <p>⑤ 3年間の委託契約終了時には、本業務で設置する予約受付メールアドレス（もしくはWEBサイト、SNS等が関連する場合はその権限）も終了予定との理解で良いか。</p> <p>⑥ 伝承館開館前の市民説明会にて、宮城県から「ここでは防災教育プログラム等の提供は行わないこととしており、防災教育プログラム等を提供できる県内各地の施設等を紹介いたします。」と回答されていることから、ゲートウェイ機能を果たすため、予約受付職員は積極的に県内各地の団体・施設を紹介する業務という理解でよいか。</p>	<p>①ご質問の1名については、サービスの最低限を定めたものであり、県職員との役割分担を含め、実際の運用は受注候補者決定後、協議します。</p> <p>②構築が指定されているメールアドレスの使用を想定しています。県職員が同一のメールアドレスを使用することはありません。</p> <p>③基礎情報公開等に関するWEBサイトの構築は、企画提案の範疇です。なお、伝承館専用ページについては本業務委託とは別件であり、回答は差し控えます。</p> <p>④企画提案の範疇です。宮城県が管理するWEBサイトやSNSについては、セキュリティの関係から受注者が更新する権限はありません。</p> <p>⑤お見込みのとおりです。</p> <p>⑥伝承館の来館予約受付や関係する問い合わせ対応は業務内容に含まれますが、その他は提案の範疇です。</p>
3	<p>① 予約受付業務やゲートウェイ機能を果たすためには、伝承館の外側での業務や調整や広報、営業の機会も想定されるため、「伝承館内」の表記は、一步も館外に出てはいけないという意味ではなく、状況に応じて柔軟に対応可能との理解で良いか。</p> <p>② 予約調整のための旅行会社や視察者との打ち合わせ、期間限定展示の作成等のために、事務室等や設置されている機器は使用可能か。</p> <p>③ 休館日の変更を含めた提案は可能か。 (※防災関係日の開館、来訪者目線と周辺施設と重ならない休館日の提案等)</p>	<p>①募集要領に定める最低限のサービスの維持が前提となります。その上でご提案ください。</p> <p>②セキュリティの都合上、事業者の使用は不可です。ただし、「別紙3 伝承館展示概要」3ページ目に記載の「カフェスペース」及び予約受付・問い合わせ対応に使用する伝承館設置の電話機（子機）は使用可能です。</p> <p>③原則として要領記載のとおりですが、臨時的開館・休館については企画提案の範疇です。</p>
4	<p>① 展示内容と連動した施設内での催事（無償、有償）を提案することは可能か。</p> <p>② 展示内容と連動した施設外でのツアー（無償、有償）を提案することは可能か。</p>	①②自由提案内容について、有償での実施は委託事業の目的上、不可です。無償実施の提案は可能です。
5	<p>① 県事業の「ボランティア解説員」の育成、活躍の機会提供等は、本業務内なのか。</p> <p>② 県職員が担っていた（「思い致す場」での催事手伝い、県内リーフレット等の）管理業務は、従来通りと考えて良いか。</p> <p>③ 外国語での解説は仕様上の要件ではないとの理解でよいか。</p> <p>④ 避難誘導については、伝承館に複数組織が運営に関わり、また詳細不明のため、来訪者と職員の安全を確保するために、別途具体的に指定する必要があるのではないかと。</p>	<p>①伝承館で実施する県事業については「募集要領 第2の(5)チ その他、展示運営に当たり発注者が必要と認めること」に該当します。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>③必須ではありませんので、企画提案の範疇です。なお、多言語対応として、展示パネルを英語、繁体字、簡体字、韓国語により表示できるQRコードが設置されております。</p> <p>④運営の詳細については施設管理者等と協議のうえ運用します。</p>
6	<p>① 予約受付職員は、伝承館のPCやデスク、プリンタ、ネット環境等を使用可能か。</p> <p>② 館内掲示物や清掃消耗品、展示物解説基礎資料の印刷費等は、業務費の範囲で負担すべきか。</p> <p>③ 期間限定展示の制作にかかる費用、保管にかかる費用、著作物の権利等は、業務費の範囲で負担すべきか。</p> <p>④ 一部業務の外部委託（印刷、発信、連絡等の業務）は可能か。</p> <p>⑤ 本質問により業務の一部追加や修正が生じた場合、その当初想定外の費用については内容によって個別に調整するという理解で良いか。</p>	<p>①質問事項3の②のとおりです。ただし、伝承館内のWiFiは使用可能です。</p> <p>②お見込みのとおりです。事業費総額の中での対応となります。</p> <p>③お見込みのとおりです。事業費総額の中での対応となります。</p> <p>④企画提案の範疇ですが、事業費総額の中での対応となります。</p> <p>⑤事業費総額の中での対応となります。企画提案の段階での事業費総額の増額はありませぬ。</p>
7		<p>・共通事項として、本業務は委託業務であり、提案内容を受け、受注候補者を決定した後、発注者と受注者が協議のうえ最終的な仕様が決定されるものであるため、ご留意ください（「募集要領 第2の(8)その他」）。</p>